

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、次のとおり監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を公表する。

平成二十一年七月九日

同	同	同	広島県監査委員
		富	永
		下	原
		橋	康
		義	充
		和	健
		正	三
		加	
		賀	
		美	

監査の結果（平成 21 年 6 月 25 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 19 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項を「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 10 機関です。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	総合技術研究所東部工業技術センター	平成 21 年 4 月 27 日	平成 21 年 4 月 21 日	実地監査
2	総合技術研究所水産海洋技術センター	平成 21 年 5 月 13 日	平成 21 年 5 月 8 日	
3	広島学園	平成 21 年 5 月 19 日	平成 21 年 5 月 13 日	
4	動物愛護センター	平成 21 年 5 月 15 日	平成 21 年 5 月 12 日	
5	図書館	平成 21 年 4 月 22 日	平成 21 年 4 月 21 日	
6	日彰館高等学校	平成 21 年 6 月 25 日	平成 21 年 5 月 19 日	書面監査
7	安西高等学校	平成 21 年 6 月 25 日	平成 21 年 5 月 15 日	
8	西高等学校	平成 21 年 6 月 25 日	平成 21 年 5 月 19 日	
9	安佐南警察署	平成 21 年 5 月 7 日	平成 21 年 5 月 7 日	実地監査
10	広警察署	平成 21 年 5 月 8 日	平成 21 年 5 月 8 日	

5 監査執行者

平成 21 年 4～6 月分の監査執行者は、次の 4 人である。

山崎 正博，芝 清，高橋 義則，加賀美 和正

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

1 総合技術研究所東部工業技術センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 民間企業等を支援するために必要な技術の調査研究及び開発研究，各種試験，分析，測定等
他の機関から委託を受けた調査研究
- ・ 所在地 福山市東深津町三丁目2番39号
- ・ 組織体制 3部（技術支援部，材料技術研究部，加工技術研究部）
- ・ 職員数 30人（平成21年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 郵便切手類の管理について

郵便切手類において，郵便切手出納簿に記載された監査日現在の現在高と現物の在庫数量が一致していなかった。また，郵便切手出納簿の月累計が記入されていない月があった。適正な事務処理に努められたい。

イ 証紙文書整理簿の作成について

証明事務手数料について，証紙文書による收受・受付を行っているが，証紙文書整理簿が備え付けられていなかった。適正な事務処理に努められたい。

- ・ 根拠 広島県証紙規則第4条

ウ 委託契約の事務処理について

庁舎警備業務委託契約（平成19～23年度）について，必要な設計積算を行わずに予定価格を定めていた。また，契約書が，契約締結起案により決裁を受けた内容と相違していた。適正な事務処理に努められたい。

【意見】

重要物品の管理について

性能陳腐化や研究開発の終了，故障などにより使用されていない重要物品があった。今後の活用方策を検討するとともに，今後も使用が見込まれない物品については，他部局への所管換により有効活用を図るほか，不用となった物品については処分（売払い，譲与，廃棄等）をする必要がある。

重要物品	加熱機，製図機，測長器，分析装置3台，樹脂加工機，木材用プレス機，木材用穴あけ機，電気信号記憶解析装置2台，義肢矯正器具2台
------	--

(3) 付記

契約書への収入印紙の貼付について

炭素繊維複合材料用加熱加圧成型装置の売買契約について，契約の相手方から県に交付された契約書に，印紙税の課税取引に該当しないにも係らず収入印紙が貼付されていた。契約相手方による印紙貼付について県でも確認を行うなど，適切な事務処理に努めていただきたい。

2 総合技術研究所水産海洋技術センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 水産動植物の増養殖，環境保全及び修復技術に関する試験研究，調査及び指導
かき養殖用機械等の試験研究，調査及び指導
水産技術の改良に関する試験研究及び指導
水産技術情報の収集，管理及び提供
- ・ 所在地 呉市音戸町波多見六丁目 21 番 1 号
- ・ 組織体制 3 部（総務部，技術支援部，水産研究部）
- ・ 職員数 21 人（12 人）
〔平成 21 年 4 月 1 日現在の常勤職員数。（ ）内は非常勤職員の数〕

(2) 監査の結果

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

個人警備員による警備業務委託（平成 20 年度）において，契約担当職員が定めることとされている予定価格が執行伺いの中で定められていた。また，相手方から徴することとされている見積書が徴取されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

3 広島学園

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 児童福祉法第 44 条に規定する児童自立支援施設（不良行為をなし，又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ，又は保護者の下から通わせて，個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い，その自立を支援し，あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設）
- ・ 所在地 東広島市八本松町原 10844 番地
- ・ 組織体制 2 課（総務課，指導課）
- ・ 職員数 27 人（平成 21 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・ 児童の状況（平成 21 年 5 月 1 日現在）

（単位：人）

区 分	小学生	中学生			中卒児童	計
	6 年生	1 年生	2 年生	3 年生		
男 子	0	0	2	14 (1)	6 (6)	22 (7)
女 子	1	1	1	3	3 (1)	9 (1)
計	1	1	3	17 (1)	9 (7)	31 (8)

※（ ）内は措置停止数で内数

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 委託契約における事務処理について

委託契約において，次のとおり誤った事務処理や不適切な業務管理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	内 容
広島学園給食業務委託契約（平成 20 年度）	契約書に基づき、毎月、当該月の委託業務が完了した日から起算して 10 日以内に提出を受けるべき業務完了報告書の提出を受けていなかった。
広島学園電気設備保安管理業務委託契約（平成 20 年度）	契約書に基づき、年次点検等の委託業務が完了した日から起算して 10 日以内に提出を受けるべき委託業務完了報告書について、平成 20 年 7 月 10 日に実施し、完了した年次点検について、翌月 11 日に提出を受けていた。
広島学園汚水処理施設維持管理委託契約（平成 20 年度）	契約書に基づく特記仕様書により、業務の実施に先立ち、受託者は、業務責任者及び業務担当者を定め、書面をもって委託者に通知するとともに、作業計画書を作成し、委託者の承諾を得なければならないが、いずれも提出を受けておらず、承諾もしていなかった。
小型吸収冷凍機冷却水系熱交換器機密検査及び装備品等脱着業務委託契約（平成 20 年度）	<p>それぞれ予定価格が 100 万円以下である広島学園家庭寮機械内の小型吸収冷凍機に係るこれらの委託業務について、いずれの執行伺いにおいても、「広島学園家庭寮ボイラー設備等保守点検業務を請け負っており、この保守点検業務に精通しており、早急な対応ができるため」として 1 者のみから見積書を徴取して随意契約しているが、業務内容からみて複数の者から見積書を徴取すべきものである。</p> <p>なお、見積書を徴取した業者はすべて同一であることから、個別に契約する場合と一括で契約する場合のいずれが経済的であるか、競争入札による契約も含め検討する必要がある。</p>
小型吸収冷凍機冷却水系熱交換器開放点検清掃業務委託契約（平成 20 年度）	
小型吸収冷凍機冷却水系熱交換器チューブ洗浄薬品管理業務委託契約（平成 20 年度）	
小型吸収冷凍機冷却水系熱交換チューブ化学薬品洗浄業務委託契約（平成 20 年度）	

イ 小規模修繕執行要綱に基づく事務処理について

小規模修繕執行要綱に基づく庁舎の小規模修繕については、請負対象設計金額が 100 万円未満であることが要件となっているが、100 万円以上のものについて、同要綱に基づく修繕を行っていた。適正な事務処理に努められたい。

工事名	広島学園排煙シーリング改修（平成 19 年度）
根 拠	建設工事執行規則第 62 条 小規模修繕執行要綱第 1 条

4 動物愛護センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 狂犬病の予防、動物愛護思想の普及啓発、犬及びねこの引取り、疾病・負傷動物の収容、動物取扱業の登録・指導、特定動物の飼養許可、人畜共通感染症の調査研究
- ・所在地 三原市本郷町南方 8915 番地 2
- ・組織体制 2 課（総務課、指導課）

・職員数 11人（14人）

[平成21年4月1日現在の常勤職員数。（ ）内は非常勤職員数。]

・主な事業実績（平成20年度）

ア 相談等の受付状況

（単位：件）

区分	保護 依頼	引取 依頼	放し 飼い	咬傷 事故	糞尿 鳴声 苦情	負傷 疾病 収容	行方 不明	譲渡 希望	愛護 教室	飼育 相談	動物 取扱 業	その 他	計
件数	616	510	33	101	51	103	1,191	516	84	59	333	1,484	5,081

イ 動物保護等の状況

（単位：頭）

区分	定点 引取	持参	センター動物保護		計	譲渡	返還	処分
			保護	引取				
犬	772	1,208	173	466	2,619	151	15	2,453
ねこ	2,410	1,244	0	63	3,717	33	8	3,676
計	3,182	2,452	173	529	6,336	184	23	6,129

（2）監査の結果

【指摘事項】

出勤簿の整理漏れについて

動物愛護専門スタッフ（3人分）に係る平成20年9月分出勤簿の整理において、週休日にもかかわらず勤務日として整理されていたものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

【意見】

釣銭用資金の利用について

現金の収納事務において、必要な釣銭に充てるため、公費以外の現金を保管していた。現金の収納に際し釣銭が必要な場合には、会計管理者から釣銭用資金の交付を受ける必要がある。

根拠	(広島県会計規則第46条第3項) 会計管理者は、現金の収納に際し必要な釣銭に充てるため、歳計現金の一部を別に定めるところにより廃出納員、総務事務所出納員、県税事務所出納員、現金出納員又は分任出納員に交付して、保管させることができる。
----	---

（3）付 記

犬等定日収集運搬業務委託契約について

犬等定日収集運搬業務委託契約においては、受託業者に対し、犬等の動物を運搬するための特殊車両（税法上の減価償却期間は4年間）を3台保有するよう義務付けているが、契約期間は2年間としている。車両の減価償却期間等も考慮した契約期間について検討していただきたい。

- ・犬等定日収集運搬業務委託契約（平成21～22年度）

5 図書館

（1）機関の概要

- ・主な業務 図書館資料を収集し、整理し、保存し、利用に供する業務
他の図書館、図書室、公民館等との相互協力に関する業務
図書館資料に係る調査相談に関する業務

- ・所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号
- ・職員数 20人（平成21年4月1日現在の常勤職員数）
- ・主要事業実績（平成20年度）

入館者数	蔵書数
250,462人	674,970冊

（注）蔵書数は、平成21年3月末現在の本館分及び図書館未設置町村への貸出分の合計。

（2）監査の結果

【指摘事項】

ア 委託契約に係る事務処理について

契約に当たっては、予定価格を定めた上で見積書を徴すべきところ、予定価格を定めた日よりも前に見積書を徴取していた。適正な事務処理に努められたい。

- ・広島県立図書館 情報提供システムハードウェア（サーバ関連）保守契約（平成21年度）
- ・広島県立図書館 情報提供システムハードウェア（クライアント関連）保守契約（平成21年度）

イ 支出科目の誤りについて

負担金については、「負担金、補助及び交付金」から支出すべきところ、役務費（切手）から支出されていたものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- ・社団法人日本図書館協会「資料交換センター」負担金（平成20年度）

【意見】

ア 委託契約書の支払額の記載方法について

月別に委託料を支払う委託契約において、月別の支払額が異なるにもかかわらず、契約書に月別の支払金額が表示されていないものがあつた。月別に委託料を支払う場合は、疑義が生じないように、契約書に表示する必要がある。

- ・広島県立図書館窓口サービス業務委託契約（平成20～21年度長期継続契約）

イ 設計金額の積算根拠の明確化について

委託契約における設計金額の積算において、その根拠となる積算単価の算出根拠が明確でないものがあつた。設計金額の積算に当たっては、単価の算出根拠を明確にしておく必要がある。

- ・図書資料電算データ作成等整理業務委託契約（平成20～21年度長期継続契約）
- ・図書資料製本修理業務（平成20年度）
- ・広島県立図書館 情報提供システムハードウェア（サーバ関連）保守契約（平成21年度）
- ・広島県立図書館 情報提供システムハードウェア（クライアント関連）保守契約（平成21年度）

（3）付記

契約書への収入印紙の貼付漏れについて

契約の相手方から交付された契約書に、収入印紙が貼付されていないものがあつた。契約相

手方による印紙貼付についても確認を行うなど、適切な事務処理に努めていただきたい。

- ・相互貸借資料等配送業務委託契約（平成 20 年度）

6 日彰館高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 三次市吉舎町吉舎 293 番 2
- ・教職員数 全日制 26 人（10 人）〔平成 21 年 5 月 1 日現在で本務者数，（ ）内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計である。〕
- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員	(人)	80	80	80	240
生徒数	(人)	66	76	76	218
充足率	(%)	82.5	95.0	95.0	90.8
進 学 就 職	大学・短大	23 人 (29.9%)			
	専修・各種	42 人 (54.5%)			
	就 職	7 人 (9.1%)			
	その他	5 人 (6.5%)			
退学者	(人)	2 (0)			
休学者	(人)	0			

(注) ・「学科・学年」の生徒数等は，平成 21 年 5 月 1 日現在である。

- ・「進学就職」，「退学者」，「休学者」の状況は，平成 20 年度（平成 21 年 3 月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は，退学者のうち，休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参 考 平成 20 年 3 月末現在
高等学校使用料（授業料）	1 人 77,061 円	1 人 122,961 円

【意 見】

学校諸費会計における事務処理について

学校諸費会計である生徒会会計で行つた立替払において，立替後長期間支出が行われていない事例があつた。立替払は例外的な処理であることから，立替後は早期に支出する必要がある。

7 安西高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市安佐南区高取二丁目 52 番 1 号

- ・教職員数 47人（4人）〔平成21年5月1日現在で本務者数，（ ）内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計である。〕

- ・生徒の状況

課 程		全 日 制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員	（人）	240	200	200	640
生徒数	（人）	240	188	171	599
充足率	（%）	100.0	94.0	85.5	93.5
進 学 就 職	大学・短大	57人（39.3%）			
	専修・各種	40人（27.6%）			
	就 職	48人（33.1%）			
	その他	0人（0.0%）			
退学者	（人）	20（0）			
休学者	（人）	2			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は，平成21年5月1日現在である。

- ・「進学就職」，「退学者」，「休学者」の状況は，平成20年度（平成21年3月末現在）である。

- ・「退学者」の（ ）内は，退学者のうち，休学後に退学した者の再掲である。

（2）監査の結果

【指摘事項】

郵便切手類出納簿の管理について

郵便切手類の払出について，物品管理職員が決裁し行うべきところ，物品管理職員の決裁が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

- ・根拠 広島県物品管理規則第23条及び第41条

8 西高等学校

（1）機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市中区国泰寺町一丁目2番49号
- ・教職員数 35人（6人）〔平成21年5月1日現在で本務者数，（ ）内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計である。〕

- ・生徒の状況

課 程		通 信 制				
学科・学年等		普通科				
		1	2	3	4	計
総定員	（人）	500	500	500	500	2,000
生徒数	（人）	446	468	468	464	1,846
充足率	（%）	89.2	93.6	93.6	92.8	92.3
進 学 就 職	大学・短大	33人（13.1%）				
	専修・各種	37人（14.6%）				
	就 職	88人（34.8%）				
	その他	95人（37.5%）				
退学者	（人）	109（29）				
休学者	（人）	167				

- (注) ・「学科・学年」の生徒数等は、平成21年5月1日現在である。
- ・「進学就職」、「退学者」、「休学者」の状況は、平成20年度(平成21年3月末現在)である。
 - ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 現金出納簿の記載について

現金出納簿の摘要欄については、複数の者から現金(受講料)を受領した場合には「〇〇〇 ほか〇件」とまとめて記載しているが、現金を受け取らなかった者(受講料を全額減免した者)も含めて記載していた。適正な事務処理に努められたい。

イ 書損・不用等となった領収原符の取扱いについて

書損・不用等となった領収原符については、各用紙に斜線を朱書きした上、「廃棄」と記載し、領収原符綴りのまま保管する必要があるが、各用紙を折って領収原符綴りのまま保管していた。適正な事務処理に努められたい。

9 安佐南警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 広島市安佐南区西原九丁目3番20号
- ・所管区域 広島市安佐南区
- ・管内面積 116.97km²
- ・管内人口 224,749人(平成21年3月31日現在)
- ・組織体制 9課(警務課、留置管理課、会計課、生活安全課、地域課、刑事第一課、刑事第二課、交通課、警備課)
- ・職員数 219人(平成21年4月1日現在の常勤職員数)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

10 広警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 呉市広大新開一丁目5番6号
- ・所管区域 呉市のうち、阿賀地区・広地区・仁方地区・郷原町・蒲刈町・下蒲刈町・川尻町・安浦町・豊浜町・豊町
- ・管内面積 211.96km²
- ・管内人口 105,059人(平成21年3月31日現在)
- ・組織体制 7課(警務課、会計課、生活安全課、地域課、刑事課、交通課、警備課)
- ・職員数 124人(平成21年4月1日現在の常勤職員数)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。徴収の促進に努められたい。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参 考 平成 20 年 3 月末現在
雑収入（雑収）公用車修理費	1 人 180,000 円	0 人 0 円

【意 見】

現金等の保管及び金庫の管理について

遺失物の拾得及び返還に係る現金及び小切手が、業務終了後も、職員用の机の鍵のかかる引き出し内の手提金庫に保管されたままとなっていた。

業務終了後は、会計課備付けの金庫へ保管する等、亡失又はき損を防止するための特段の措置を講じる必要がある。

また、会計課備付けの金庫は、ダイヤル錠と鍵の二重の施錠方式になっているが、ダイヤル錠による施錠が行われていなかった。金庫は鍵だけでなく、ダイヤル錠による施錠も行う必要がある。